

茨木市立保育所完全給食事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立保育所(以下「保育所」という。)に入所する児童に対し、保育所が副食に加えて主食も日々調理して提供する完全給食を実施することにより、入所児童の健全な発達、食文化の理解、衛生面の安全確保等を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2 この事業の対象となる児童は、保育所に入所する3歳以上児(以下「対象児童」という。)とする。

(事業内容)

第3 この事業は、給食における主食として米飯及びパン等を副食の献立に応じて適宜配することにより実施する。

(費用)

第4 この事業に要する費用(以下「主食費用」という。)の一部は、対象児童又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)が負担するものとし、その額は対象児童一人当たり月額1,000円とする。ただし、対象児童が月の途中で入退所したときは日割り計算とする。

(費用の徴収方法)

第5 主食費用は、所底の納付書により納入義務者から納入されることによって行う。

(費用の減免)

第6 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、主食費用の全部又は一部を免除することができる。

(1) 事故、疾病等のやむを得ない事由により通所できないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。